

盛岡市本庁舎飲料等自動販売機設置に係る公募型プロポーザルにおける事業候補者選定要領

1 趣旨

この要領は、盛岡市が行う盛岡市本庁舎飲料等自動販売機設置に係る公募型プロポーザルにおいて、公募に応じ提案を行った事業者（以下「応募者」という。）の中から、最も優れた応募者（以下「事業候補者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 盛岡市本庁舎飲料等自動販売機設置事業者選定委員会

(1) 応募者の中から事業候補者を選定するため、盛岡市本庁舎飲料等自動販売機設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 総務部長

副委員長 総務部次長

委員 環境企画課長、管財課長

(3) 盛岡市本庁舎飲料等自動販売機設置事業者選定委員会事務局（以下「事務局」という。）は、総務部管財課に置く。

3 審査の手順

(1) 参加資格確認審査

ア 提出書類の確認

(ア) 事務局は、盛岡市本庁舎飲料等自動販売機設置に係る公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）の「6 応募方法」の「(1) 応募書類」に掲げる書類が、応募者からすべて不備なく提出されているかを確認する。

(イ) 書類の欠損や記載無し等の不備がある場合は失格とするが、誤字や一部記載漏れ等軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

イ 参加資格の審査

(ア) 事務局は、応募者からの提出書類をもとに、募集要項「5 応募資格」に示す条件を応募者が満たしているかを確認する。

(イ) 参加資格を満たしていない場合又は確認できない場合は、失格とする。

(2) 価格提案書等書類の確認及び基礎審査

ア 事務局は、(1)の参加資格確認審査により資格があると認められた応募者から提出された「価格提案書」及び「実績報告・提案書」が揃っていることを確認し、価格提案書に記載された価格が予定価格（最低賃貸料）以上であるかを、参加申込物件ごとに審査する。

イ 応募者の提案価格が予定価格（最低賃貸料）に満たない参加申込物件があれば、当該物件に係る参加資格のみを失する（ここで参加資格を失った物件について、以下「失格物件」という）。また、参加申込物件のすべてが失格物件となった応募者は失格とし、実績及び提案の審査は行わない。

(3) 提案価格の採点

事務局は、失格物件以外の参加申込物件に係る提案価格について、別表1「提案価格採点基準表」に基づいて物件ごとに採点する（以下「価格点」という）。

(4) 実績及び提案等の審査・採点

ア 各選定委員は、実績及び提案等の評価について、別表2「実績及び提案内容等採点基準表」に基づいて応募者ごとに審査・採点する（以下「内容点」という）。

イ 選定委員会は、実績及び提案等の内容に疑義が生じた場合、事務局を通じてその内容を応募者に確認するほか、必要に応じて追加資料を請求することができる。

ウ 各選定委員による採点を応募者ごとに合計し、選定委員の数で除し、小数点以下を切り捨て算定した数値を応募者の内容点とする。

(5) 評価点の算定

物件ごとの価格点と、各応募者の内容点とを合算し、各物件の応募者ごとの評価点を算定する。

(6) 事業候補者の選定

ア 各選定委員において全ての価格点、内容点、評価点の審査結果について確認し、物件ごとに評価点が最高得点となった応募者を事業候補者として選定する。

イ 複数の応募者の評価点が同点である場合は、価格点のより高い者を事業候補者として選定する。

4 審査の非公開

審査は、原則として非公開で行う。

5 選定結果等の公表

選定結果は、書面により応募者全員に通知するほか、市ホームページにおいて事業候補者と応募件数を公表する。

なお、審査経過及び審査内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。